

○特例施設占有者に対する指示

(第 26 条第 2 項)

処分基準

平成 20 年 3 月 4 日作成

法令名	遺失物法
根拠条項	第 26 条第 2 項
処分の概要	特例施設占有者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	特例施設占有者の指定等に関する規則第 6 条(指示)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	警務部会計課監査室
決裁区分等	警察本部長

別紙

[別紙参照]